

様式第 1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

内閣総理大臣 殿

届出者

住所 茨城

村舟石川 6 2 2 番地 1 2

氏名 ニュ

クロッ 株式会社

取締役

島 壘

（担当者

所属 管理部 電話

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	ニュークリア・デベロップメント株式会社 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2
当該事業所に係る核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	核燃料物質の使用許可 平成 2 年 8 月 7 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日 （運用開始は平成 2 5 年 1 2 月 1 日）
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 橋本 昌 東海村長 山田 修
予定される要旨の公表の方法	1. 当社守衛所に常備し、希望者に関覧させる。 2. インターネットホームページに掲載 http://www.ndc-tokai.co.jp

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

ニュークリア・デベロップメント株式会社

原子力事業者防災業務計画

平成25年12月

ニュークリア・デベロップメント株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 原子力災害	1
2. 特定事象	1
3. 原子力緊急事態	1
4. 原子力災害予防対策	1
5. 原子力緊急事態宣言	1
6. 原子力緊急事態解除宣言	2
7. 応急措置	2
8. 緊急事態応急対策	2
9. 原子力災害事後対策	2
10. 原子力事業者	2
11. 原子力事業所	2
12. 指定行政機関	2
13. 指定地方行政機関	2
14. 原子力災害対策活動	3
15. 原子力防災組織	3
16. 原子力防災要員	3
17. 原子力防災要員等	3
18. 原子力防災管理者	3
19. 副原子力防災管理者	3
20. 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合	3
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
1. 原子力災害予防対策の実施	4
2. 応急措置等の実施	4
3. 緊急事態応急対策等の実施	4
4. 原子力災害事後対策の実施	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 地域防災計画（原子力災害対策編）の運用	5
第6節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 態勢の区分	7
2. 原子力防災組織	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	8

第2節	原子力防災組織の運営	- - - - -	- 9
1.	通報・連絡体制	- - - - -	- 9
2.	態勢の発令及び解除	- - - - -	- 9
3.	権限の行使	- - - - -	- 10
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	- - - - -	- 10
1.	敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	- - - - -	- 10
2.	原子力防災資機材の整備	- - - - -	- 11
第4節	原子力災害対策活動で使用する資料の整備	- - - - -	- 11
1.	オフサイトセンター等に備え付ける資料	- - - - -	- 11
2.	当社に備え付ける資料	- - - - -	- 11
第5節	原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備・点検	-	- 12
1.	対策本部室	- - - - -	- 12
2.	避難場所	- - - - -	- 12
3.	放送装置	- - - - -	- 12
4.	緊急被ばく医療設備等	- - - - -	- 12
第6節	防災教育の実施	- - - - -	- 12
第7節	防災訓練の実施	- - - - -	- 13
1.	当社における訓練	- - - - -	- 13
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	- - - - -	- 13
第8節	関係機関との連携	- - - - -	- 13
1.	国との連携	- - - - -	- 13
2.	地方公共団体との連携	- - - - -	- 14
3.	地元防災関係機関等との連携	- - - - -	- 14
4.	国・県・市町村等との連携	- - - - -	- 14
第9節	周辺住民に対する平常時の広報活動	- - - - -	- 14
第10節	事業所外運搬中の事故に対する予防対策	- - - - -	- 15
第3章	応急措置・緊急事態応急対策等の実施	- - - - -	- 16
第1節	異常が発生し又はそのおそれがある場合の措置	- - - - -	- 16
1.	特定事象未満の法令報告事象及び社会的影響のありうる事象の発生時	- - - - -	- 16
2.	震度4以上の地震発生時	- - - - -	- 16
3.	停電発生時	- - - - -	- 16
4.	運転管理・施設管理情報の発生時	- - - - -	- 16
第2節	通報及び連絡	- - - - -	- 16
1.	通報の実施	- - - - -	- 16
2.	態勢発令時の対応	- - - - -	- 17
3.	情報の収集と提供	- - - - -	- 17
4.	電話回線の確保	- - - - -	- 18

第3節	応急措置の実施	- - - - -	-18
1.	警備及び避難誘導	- - - - -	-18
2.	放射能影響範囲の推定	- - - - -	-18
3.	周辺住民の避難要請	- - - - -	-19
4.	緊急被ばく医療	- - - - -	-19
5.	消防活動	- - - - -	-19
6.	汚染拡大の防止	- - - - -	-19
7.	線量評価	- - - - -	-20
8.	広報活動	- - - - -	-20
9.	応急復旧	- - - - -	-20
10.	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	- - - - -	-20
11.	資機材の調達及び輸送	- - - - -	-20
12.	事業所外運搬中の事故に対する応急措置	- - - - -	-21
13.	応急措置の実施報告	- - - - -	-21
14.	原子力防災要員等の派遣等	- - - - -	-21
15.	危険時の措置	- - - - -	-22
第4節	緊急事態応急対策の実施	- - - - -	-22
1.	緊急事態勢の発令	- - - - -	-22
2.	原子力災害合同対策協議会等との連絡・報告	- - - - -	-22
3.	応急措置の継続実施	- - - - -	-22
4.	事業所外運搬中の事故に対する応急対策	- - - - -	-22
5.	原子力防災要員等の派遣	- - - - -	-23
第4章	原子力災害事後対策の実施	- - - - -	-23
第1節	当社の対策	- - - - -	-23
1.	復旧対策	- - - - -	-23
2.	被災者の相談窓口の設置	- - - - -	-24
3.	緊急事態勢の解除	- - - - -	-24
4.	原因究明と再発防止対策の実施	- - - - -	-24
第2節	原子力防災要員等の派遣等	- - - - -	-24
1.	オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣等	- - - - -	-24
2.	原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣	- - - - -	-24
第5章	他の原子力事業者等への協力及び連携	- - - - -	-25
第1節	他の原子力事業者等への協力	- - - - -	-25
第2節	原子力事業者間の連携措置	- - - - -	-25
附則		- - - - -	-25

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、ニュークリア・デベロップメント株式会社（東海地区）（以下「当社」という。）における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項に規定する事象（この計画の別表第1に示す事象）をいう。

3. 原子力緊急事態

使用施設の使用により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態（この計画の別表第2に示す事象）をいう。

4. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

5. 原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、国において内閣総理大臣が行う宣言をいう。

6. 原子力緊急事態解除宣言

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、国において内閣総理大臣が行う宣言をいう。

7. 応急措置

原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合、及び、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以降、原子力災害の発生及び拡大の防止のための原子力事業者が実施すべき応急の措置をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「原子炉等規制法」という。）第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

11. 原子力事業所

使用施設の使用等を行う事業所をいう。

12. 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号により内閣総理大臣が指定するものをいう。（内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省）

13. 指定地方行政機関

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第４号により内閣総理大臣が指定するもののうち、以下のものをいう。（関東管区警察局、水戸原子力事務所、関東財務局（水戸財務事務所）、関東信越厚生局、関東経済産業局、関東東北産業保安監督部、茨城労働局、関東農政局、関東地方整備局、関東森林管理局、関東運輸局、東京航空局（百里空港事務所）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）、東京管区气象台（水戸地方气象台）、関東総合通信局）

14. 原子力災害対策活動

原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等の諸活動をいう。

15. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第８条第１項の規定に基づき事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

16. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第８条第３項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同第８条第４項の規定に基づき原子力規制委員会に届け出ている要員に限る。）をいう。

17. 原子力防災要員等

原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員をいう。

18. 原子力防災管理者

事業所においてその事業の実施を統括管理する者で、原子力災害対策特別措置法第９条第１項の規定に基づき選任され、原子力防災組織を統括管理する者をいう。

19. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第９条第３項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

20. 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合

原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合（令第４条第４項各号に掲げる事象（特定事象）及び原子力緊急事態が発生した場合を除く）とは、特定事象には至らない法令報告事象、社会的影響のありうる事象（火災・爆発の発生もしくは発生のおそれ、不法な侵入、その他事故・故障等に係る事象で

あって事業者がプレス発表をしようとする場合)、震度4以上の地震、停電、運転管理・施設管理情報が発生した場合をいう。運転管理・施設管理情報とは、運転管理上留意すべき事象、施設管理上留意すべき事象、事象が終結しておらず進展した場合に法令報告事象になる可能性のある事象、運転計画が変更される可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、使用施設の設計、建設及び使用の各段階並びに事業所外運搬において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に使用の段階においては、保安管理及び臨界管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 応急措置等の実施

迅速かつ円滑な応急措置を行うため、異常が発生し又はそのおそれがある場合の措置、特定事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定事象発生時の通報、情報の収集と伝達、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

4. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員等は、平常時から原子力災害対策活動について理解しておくとともに、災害警戒時及び緊急時には、この計画に従い円滑かつ適切な応急措置及び緊急事態応急対策等を遂行するものとする。

第5節 地域防災計画（原子力災害対策編）の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員等は、平常時から、茨城県、東海村及び那珂市の地域防災計画（原子力災害対策計画編）について理解しておくとともに、災害警戒時及び緊急時には各地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い、円滑かつ適切な応急措置及び緊急事態応急対策等を遂行するものとする。

第6節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官及び茨城県、東海村の原子力防災担当課長に報告する。

また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、茨城県、東海村及び那珂市の地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ茨城県知事及び東海村長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より茨城県知事及び東海村長にこの計画の修正案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により届け出るとともに、この計画の要旨を公表する。
また、届出書の写し及びこの計画の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長あて報告する。

4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び茨城県、東海村の原子力防災担当課長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、原因の除去、原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。

表 態勢の区分

原子力災害の情勢	態勢の区分
別表第1の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し災害警戒時態勢をとる必要がなくなったときまでの間	災害警戒時態勢
別表第2の事象が発生し、その旨を関係箇所に通報するとき又は内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	緊急時態勢

注）原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により防災体制を継続することができる。

2. 原子力防災組織

社長は、当社に原子力防災組織を設置する。

(1) 当社原子力防災組織

- a. 原子力防災組織は、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表第3に定める業務を行える原子力防災要員を置く。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - ・ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

- ・ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ・ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
 - e. 原子力防災管理者は、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (2) 社長は、原子力緊急事態宣言が発令された場合、適宜適切な応急対策が行えるよう、緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される原子力災害合同対策協議会その他関係機関と連携し、全社で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は社長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図第2に示す箇所へ通報し、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令する。
- b. 災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災要員等を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- c. 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- e. 原子力防災要員等に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育及び防災訓練を実施する。
- f. 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である技師長、管理部長、技術開発推進室長、環境技術研究部長、燃料・炉心研究部長、試験部長の中からここに記載の順位により代行者を指定する。
- g. 他の原子力事業者の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合は、社長より原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報・連絡体制

(1) 社外関係機関への通報・連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2に該当する事象発生時の社外関係機関への通報に備え、別図第2に定める通報体制を整備しておくものとする。また、上記通報を行った後の社外関係機関への連絡及び報告に備え、別図第3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 社内の連絡体制

災害対策本部（以下「対策本部」という。）設置時の社内の連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 態勢の発令及び解除

(1) 態勢の発令

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象が発生した場合、その情勢に応じて災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令する。

(2) 原子力防災要員等の非常招集

原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令した場合、社内放送により原子力防災要員等を対策本部室に非常招集する。

原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員等の連絡先を記載した連絡体制表を作成・整備しておく。

(3) 対策本部の設置

- a. 原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに、当社の対策本部室に対策本部を設置する。
- b. 対策本部は、別図第1に示す原子力防災組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(4) 態勢の解除

対策本部長は、態勢を発令後、次に掲げるa. 又はb. の状態となった場合、関係機関と協議し、態勢を解除する。

なお、対策本部長は、態勢を解除したときは、対策本部を廃止する。

- a. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。
- b. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

3. 権限の行使

- (1) 災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、応急措置又は緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、対策本部長として、活発に応急措置又は緊急事態応急対策等の活動を行う。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第5に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(4)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

- (6) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計又は電子的媒体により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を茨城県及び東海村へ報告するとともに、記録の閲覧並びにホームページへの掲載により公表する。
- (7) 環境放射線に係る情報として、茨城県への環境放射線データや放出源情報等の提供に協力する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。
- (9) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、代替手段（可搬式の放射線測定器による測定等）を講じ、速やかに修理する。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表第4に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、代替品を補充することとし、速やかに修理することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。

また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。

- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンター等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合必要となる資料のうち、別表第5に定める資料をオフサイトセンター等に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 当社に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第5に示す資料を当社に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備・点検

1. 対策本部室

原子力防災管理者は、対策本部室を常に使用可能な状態で整備する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第6に定める避難場所を指定し、関係者へ周知する。
また、これを変更したときも同じとする。

3. 放送装置

原子力防災管理者は、社内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、社内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

4. 緊急被ばく医療設備等

原子力防災管理者は、ヨウ素剤などの医療品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。また、事業所内で放射線被ばく又は放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合は、「緊急被ばく医療に関する契約」を締結した近隣医療機関（5機関）に傷病者に対する緊急被ばく医療に係わる医療行為を依頼する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、副原子力防災管理者、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を修得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的に教育を実施する。教育実施後、評価・改善を行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 当社及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 臨界安全管理に関する知識
5. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
6. 茨城県、東海村及び那珂市の地域防災計画に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 当社における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、原子力災害を想定した総合的な防災訓練を年1回実施する。防災訓練を実施するにあたっては、あらかじめ、防災訓練に係わる計画書あるいは実施要領書につき、原子力防災専門官からの指導及び助言を受けて立案し、訓練を実施して、評価・改善を行う。防災訓練の報告を同法第13条の2第1項の規定に基づき、様式第6に定められた報告様式に必要な事項を記入し、原子力規制委員会に報告し、要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加、協力する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当社への立入り検査を求められた場合、その立入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（茨城県知事、東海村長及び那珂市長）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供、オフサイトセンターの運営要領作成への協力、住民の避難計画作成等への協力等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 茨城県知事及び東海村長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務についての報告を行う。
- (4) 茨城県知事及び東海村長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当社への立入り検査を求められた場合、その立入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか西警察署及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

4. 国・県・市町村等との連携

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、特定事象発生時の連絡体制・防護対策などの対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、国、茨城県、東海村及び那珂市その他の関係機関と平常時より密接な連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、当社の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力事業所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害予防対策の内容

第 10 節 事業所外運搬中の事故に対する予防対策

事業所外運搬（当社が責任を有する事業所外運搬に限る。以下同じ。）における原子力災害の発生及び拡大を防止するため、事業所外運搬中の事故に対する予防対策として次の措置を行う。

1. 原子力防災管理者は、運搬に従事する従業員に対して、その職務の遂行及び事故の発生等に対し適切に対処するために必要かつ十分な教育・訓練を行う。
2. 原子力防災管理者は、必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図る。
 - (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
 - (2) 特定事象発生の場合の国、事象発生場所を管轄する都道府県、海上保安部署等への迅速な通報
 - (3) 火災の場合の消火、延焼防止等の応急措置
 - (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
 - (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
 - (6) モニタリングの実施
 - (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
 - (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置
3. 運搬に従事する従業員は、運搬を行うにあたり、事故時の応急措置、事故時体制と役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、これらの書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

第3章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

第1節 異常が発生し又はそのおそれがある場合の措置

1. 特定事象未満の法令報告事象及び社会的影響のありうる事象の発生時

特定事象未満の法令報告事象及び以下に示す事象が発生した場合には、防護活動本部（別図第4に準ずる）を立ち上げて迅速に拡大防止措置等を行うことに加え、原子力規制委員会及び茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市、水戸市、常陸大宮市（原子力協定連絡先）に、直ちに電話で連絡するとともに、ファクシミリ装置にて状況を連絡する。

- (1) 事業所内において火災・爆発が発生した場合もしくは発生のおそれがある場合
- (2) 不法な侵入が発生した場合
- (3) その他事故・故障等に係る事象であってプレス発表をしようとする場合

2. 震度4以上の地震時

事業所の立地地点（東海村）において震度4以上の地震を観測した場合には、原子力規制委員会に対して、地震の発生を認知し点検等の対応を開始した旨、及び原子力施設の点検の結果について、電子メールにより連絡する。また、原子力規制委員会、茨城県、東海村、自治体消防に、点検開始、及び点検を行った結果の異常の有無について、ファクシミリ装置、電話にて状況を連絡する。

3. 停電発生時

停電発生時に迅速に施設の運用上重要な機器等に異常等が発生していないか確認を行うと共に、原子力規制委員会に対して、停電の発生、点検の終了及び停電からの復旧確認結果について、電子メールにより連絡する。

4. 運転管理・施設管理情報の発生時

運転管理・施設管理等の情報に該当する事象があった場合には、上記1. に準じて、遅滞無く関係先に連絡する。

第2節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式第7に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長その他の別図第2に定められた通報先にファクシミリ装置を用

いて一斉に送信する。さらに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。ファクシミリにて送信した内容記録を 1 年間保存する。ファクシミリ装置を用いて一斉に送信することができない場合においては、携帯電話、電子メール等の手段を用いて通報するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。

- (2) 別表第 1 又は別表第 2 に定める事象のうち、事業所外運搬の場合にあつては、様式第 7 に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図第 2 に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、送信した旨を直ちに電話で連絡する。ファクシミリにて送信した内容記録を 1 年間保存する。
- (3) 別表第 1 に該当しない事象であっても、環境への有意な放射性物質の放出等がある又はそのおそれがある場合には、原子力防災管理者は、直ちに上記に準じて、原子力安全協定、原子炉等規制法に基づき、関係機関等に通報するものとする。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び那珂市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画の第 2 章第 1 節 1.「態勢の区分」に基づき、直ちに災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、態勢発令後、原子力防災要員等を非常招集する。
- (3) 原子力防災管理者は、対策本部を設置し、対策本部長となり対策本部における指揮等を行う。

3. 情報の収集と提供

- (1) 対策本部の各担当者は、発生事象の状況を把握するため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事象及び被害の状況等を迅速かつ的確に収集し、対策本部長に報告する。
 - a. 事象の発生時刻及び場所
 - b. 事象の発生原因、状況及び事象の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - d. 当社敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 収束の見通し
 - h. その他必要と認める事項

- (2) 対策本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式第8又は様式第9に記載して別図第3に定められた連絡先にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、送信した旨を電話で連絡する。
- (3) ファクシミリ記録を1年間保存する。

4. 電話回線の確保

対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第3節 応急措置の実施

応急措置は、茨城県、東海村及び那珂市の地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い実施する。

1. 警備及び避難誘導

対策本部長は、次に掲げる措置を講ずる

(1) 避難場所の指定

当社内の事象に係る災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、当社敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

避難者に対して社内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 当社敷地外への避難

避難者を当社敷地外へ避難させる必要がある場合、当社敷地外へ避難させるよう指示する。

なお、この際、その旨を直ちに茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 当社敷地内への入域制限等

当社敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

対策本部長は、当社内及び当社敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放出予測を実施する。また、放射性物質が当社敷地外に放出された場合、放射線監視データ及び緊急時環境放射線モニタリングデータ等から放射能影響範囲を継続的に推定する。

3. 周辺住民の避難要請

対策本部長は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断したときは、直ちに茨城県知事、東海村長及び那珂市長へ周辺住民の避難等の措置を要請する。

4. 緊急被ばく医療

対策本部長は、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者及び被ばくを受けた者又は受けたおそれのある者（以下「被ばく者等」という。）がいる場合は、負傷者及び被ばく者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者については、可能な限りの応急処置を講ずるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講ずる。また、被ばく者等については、汚染の測定、除染等の措置を講ずるとともに、「緊急被ばく医療に関する契約」を締結した初期被ばく医療機関、茨城県が設置する二次被ばく医療施設又は放射線医学総合研究所に搬送する。搬送にあたっては、事前に所定の箇所（茨城県にあっては、災害対策本部又はこれが設置されていない場合は、緊急時医療所管部課）へ連絡し指示を受けるとともに、当社の放射線管理要員が同行し、治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

なお、要請があった場合は、事象の状況を勘案し可能な範囲で国や茨城県が行う緊急被ばく医療に対し、要員の派遣及び資機材の貸与等の支援を行う。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ被ばく者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事象の概要及び被ばく者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

5. 消防活動

対策本部長は、火災発生の場合は速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

6. 汚染拡大の防止

対策本部長は、被ばくを極力少なくするため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ社内放送等により当社構内にいる者に周知する。

また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 線量評価

対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 広報活動

- (1) 対策本部長は、報道機関が当社に取材来訪した場合、その状況に応じて当社に広報場所を開設する。ただし、当社内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所で広報発表を行う。

なお、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターで広報発表を行う。

- (2) 対策本部長は、発生事象の状況、応急対策の実施状況等の公表する内容を取りまとめ、関係箇所に連絡するとともに、報道機関に対し定期的に広報発表を行う。

9. 応急復旧

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検

対策本部長は、制御盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、当社設備の状況及び動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し当該計画に基づき復旧対策を実施する。

10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

対策本部長は、事象の状況の把握、事象の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事象の拡大のおそれがある場合、事象拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) その他の施設については、事象発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、発生事象による周辺環境への影響を予測する。

11. 資機材の調達及び輸送

対策本部長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

12. 事業所外運搬中の事故に対する応急措置

事業所外運搬に従事する者は、事故発生後直ちに適切な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火や延焼防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施する。また、対策本部長は、現地へ必要な要員を速やかに派遣し、派遣された要員は、消防機関、警察機関及び海上保安部と協力して応急措置を実施する。

更に、必要に応じ、他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の貸与を要請し応急措置の実施に万全を期する。

13. 応急措置の実施報告

対策本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第10に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡先である内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。なお、報告はファクシミリ装置を用いて行い、さらに、送信した旨を電話で連絡する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第10に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡先である内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。なお、報告はファクシミリ装置を用いて行い、さらに、送信した旨を電話で連絡する。

14. 原子力防災要員等の派遣等

(1) オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣等

対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策の準備が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第6に定める副原子力防災管理者又は同等の者を含む原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他オフサイトセンター立ち上げへの協力等必要な措置を講じる。貸与すべき原子力防災資機材が不足する場合には、他の原子力事業者に協力要請を行う。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣

対策本部長は、原子力規制庁緊急時対応センター、茨城県、東海村及び那珂市の実施する緊急事態応急対策の準備が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第6に定める原子力防災要員等を派遣し、発生事象の経過及び応急措置等の説明を行うとともに、緊急事態応急対策の立案や広報等への協力を行う。

15. 危険時の措置

対策本部長は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合にはこれに従うものとする。

第4節 緊急事態応急対策の実施

1. 緊急事態の発令

- (1) 対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定められた基準（別表第2に示す基準）に至った場合、様式第11に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた連絡先にファクシミリ装置を用いて連絡する。さらに、ファクシミリを送信した旨を電話で連絡する。
- (2) 対策本部長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、緊急事態を発令するとともに、その旨を別図第3に定める連絡先に伝える。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡・報告

- (1) 対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者又は同等の者と連絡を密に取る。派遣されている副原子力防災管理者又は同等の者は、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に参加し、事象の状況を報告するとともに、構成機関との密接な情報交換を行い、要請事項、共有された情報等を対策本部長に連絡する。対策本部長は原子力災害合同対策協議会からの要請事項があれば対応する。
- (2) 対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び那珂市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態宣言が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬中の事項に対する応急対策

対策本部長は、運搬に従事する者及び現地へ派遣した要員と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣

(1) オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣

対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者又は同等の者を含む原子力防災要員を引き続き派遣し、派遣されている原子力防災要員は、原子力災害現地対策本部等の指示に基づき必要な業務を行い、状況を対策本部長に連絡する。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣

対策本部長は、原子力規制庁緊急時対応センター、茨城県、東海村及び那珂市へ派遣されている原子力防災要員等を引き続き派遣し、派遣されている原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき必要な業務を行う。

なお、東海村及び那珂市が避難（又はコンクリート屋内退避）の勧告又は指示を行った場合は、避難所（又はコンクリート屋内退避所）に原子力防災要員等を派遣し、派遣された原子力防災要員等は、事象の状況等に関する広報を行う。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を茨城県、東海村及び那珂市の地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い実施する。

第1節 当社の対策

1. 復旧対策

対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、様式第12により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び那珂市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。復旧計画には復旧に係る工程を含める。

- (1) 使用施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 使用施設の除染の実施
- (3) 使用施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止、放射線の遮へい 等

原子力防災管理者は、様式第13により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、

茨城県知事、東海村長に原子力災害事後対策実施について報告する。

2. 被災者の相談窓口の設置

対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時態勢の解除

対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図第3に定める連絡先に報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

1. オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第7に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部（原子力災害現地対策本部が解散されている場合は派遣先）との協議に参加し、構成機関との密接な情報交換を行い、要請事項、共有された情報等を対策本部長に連絡する。対策本部長は要請事項があれば対応する。また原子力災害現地対策本部（または派遣先）の指示に基づき、広報活動及び環境放射線モニタリング等、必要な業務を行い、状況を対策本部長に連絡する。

2. 原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター、茨城県、東海村及び那珂市に別表第7に定める原子力防災要員等を派遣し、派遣された原子力防災要員等は、事象の経過に関する説明を行うとともに、茨城県、東海村及び那珂市が実施する住民の健康相談等の原子力災害事後対策の立案及び実施並びに広報活動への協力を行う。

第5章 他の原子力事業者等への協力及び連携

第1節 他の原子力事業者等への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去、緊急被ばく医療、避難者（災害弱者を含む。）の搬送・誘導に関する事項等、要請内容に応じ、別表第8に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用する。

第2節 原子力事業者間の連携措置

社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と連携の措置を行うものとする。

1. 茨城県東海村、那珂市及び大洗町等に所在している原子力事業者で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

附則

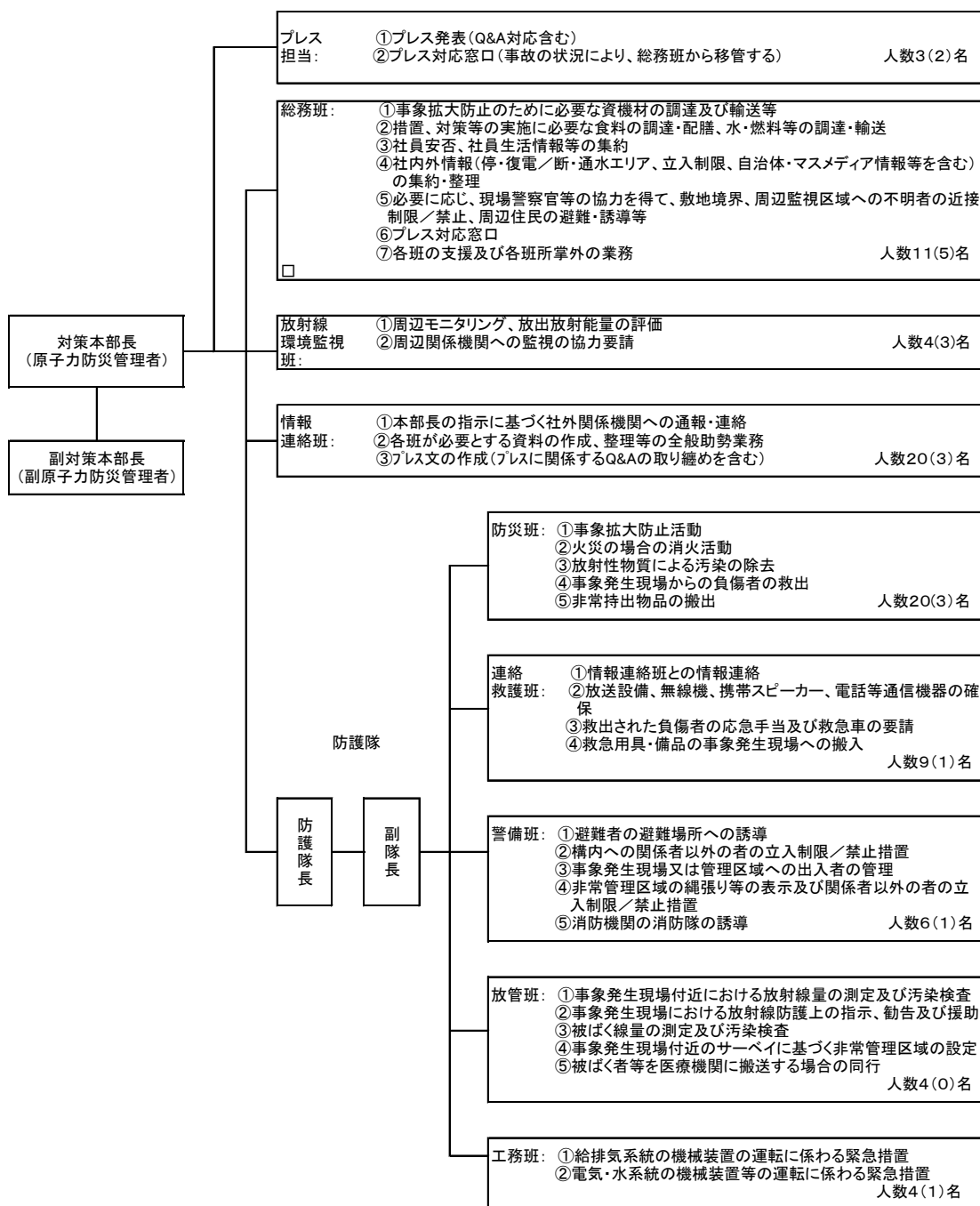
作 成	平成12年12月 8日
第1回修正	平成13年 8月 3日
第2回修正	平成14年 6月28日
第3回修正	平成15年 7月 1日
第4回修正	平成16年 9月 2日
第5回修正	平成18年 4月 1日
第6回修正	平成19年 7月 1日
第7回修正	平成22年 3月31日
第8回修正	平成24年 2月 8日
第9回修正	平成25年 3月18日
第10回修正	平成25年11月29日（平成25年12月1日から運用開始）

図表集

図表リスト

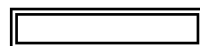
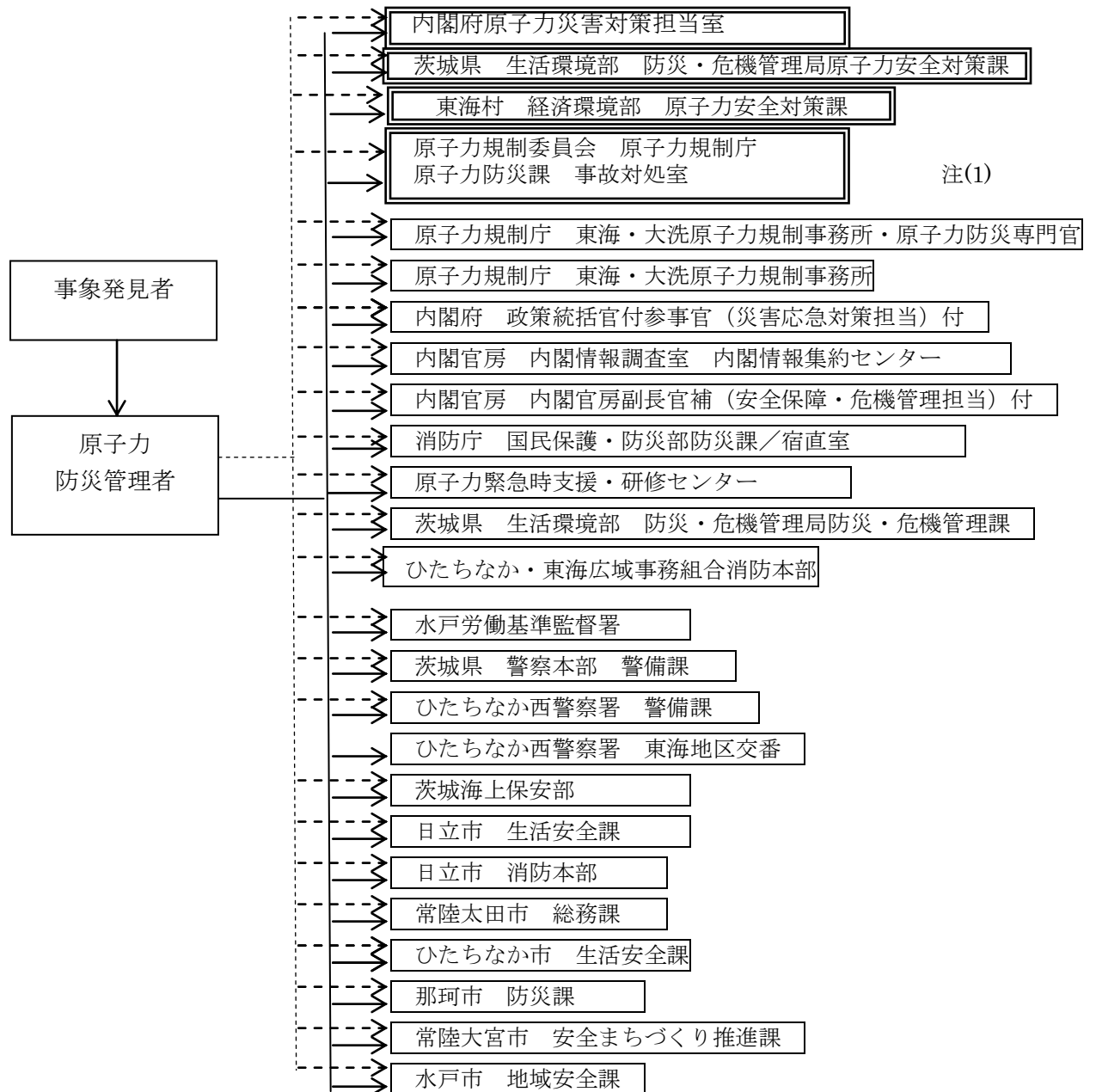
- 別図第 1 原子力防災組織
- 別図第 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報体制
- 別図第 3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡体制
- 別図第 4 対策本部設置後の連絡体制
- 別図第 5 当社敷地境界付近の放射線測定設備
- 別図第 6 当社敷地内の避難場所

- 別表第 1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報基準
- 別表第 2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態の基準
- 別表第 3 原子力防災要員の職務と配置
- 別表第 4 原子力防災資機材
- 別表第 5 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表第 6 応急措置・緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表第 7 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表第 8 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与



括弧内人数は原子力防災要員

別図第1 原子力防災組織



： 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

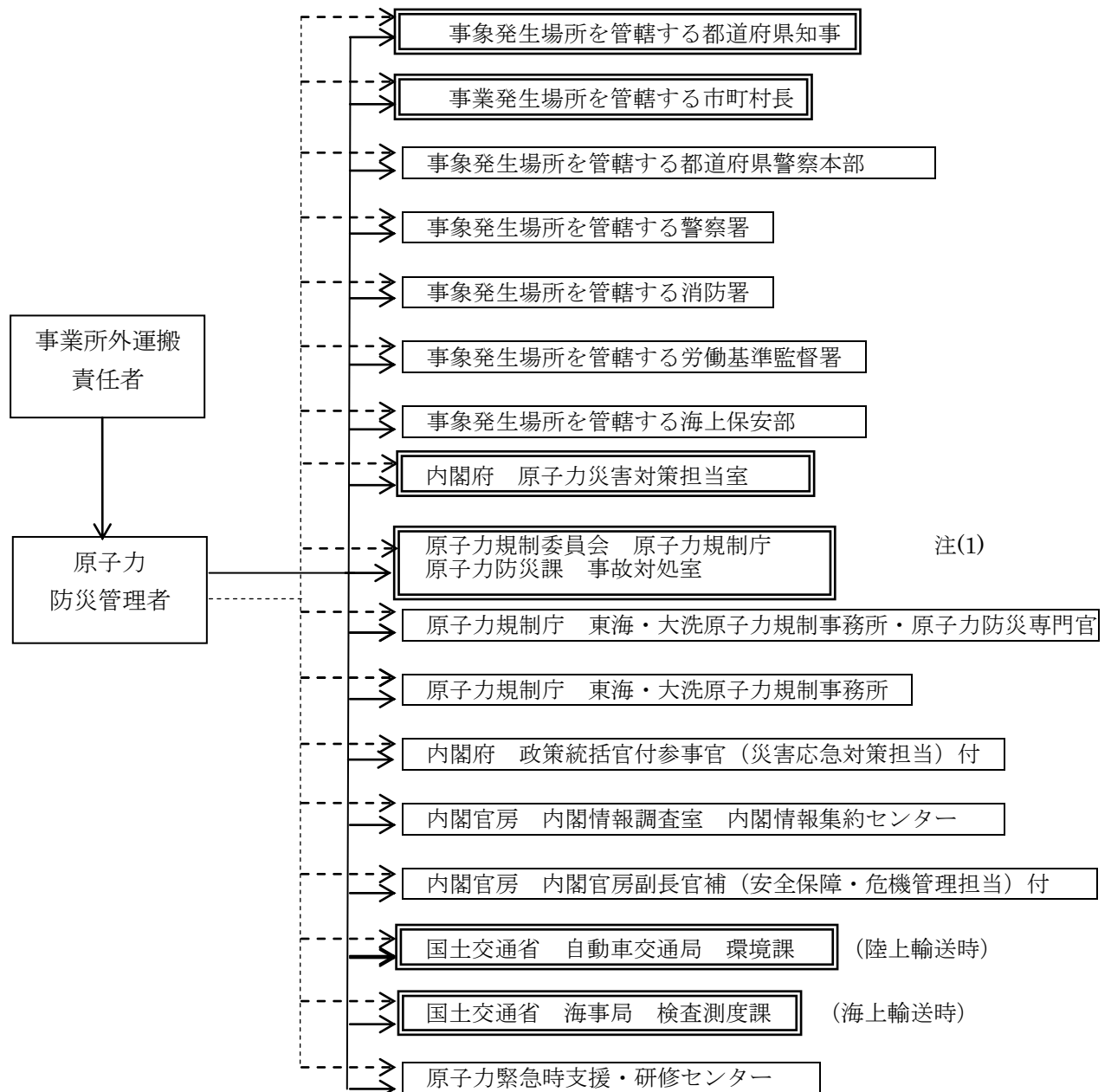
-----> ： ファクシミリによる送信

————> ： ファクシミリにより送信した旨の電話による連絡

注(1) 勤務時間外は、「事故対処室」へファクシミリ送信した後、順位に従って携帯電話に連絡を行う。

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (1/2)

(1) 社内での事象発生時の通報体制



： 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

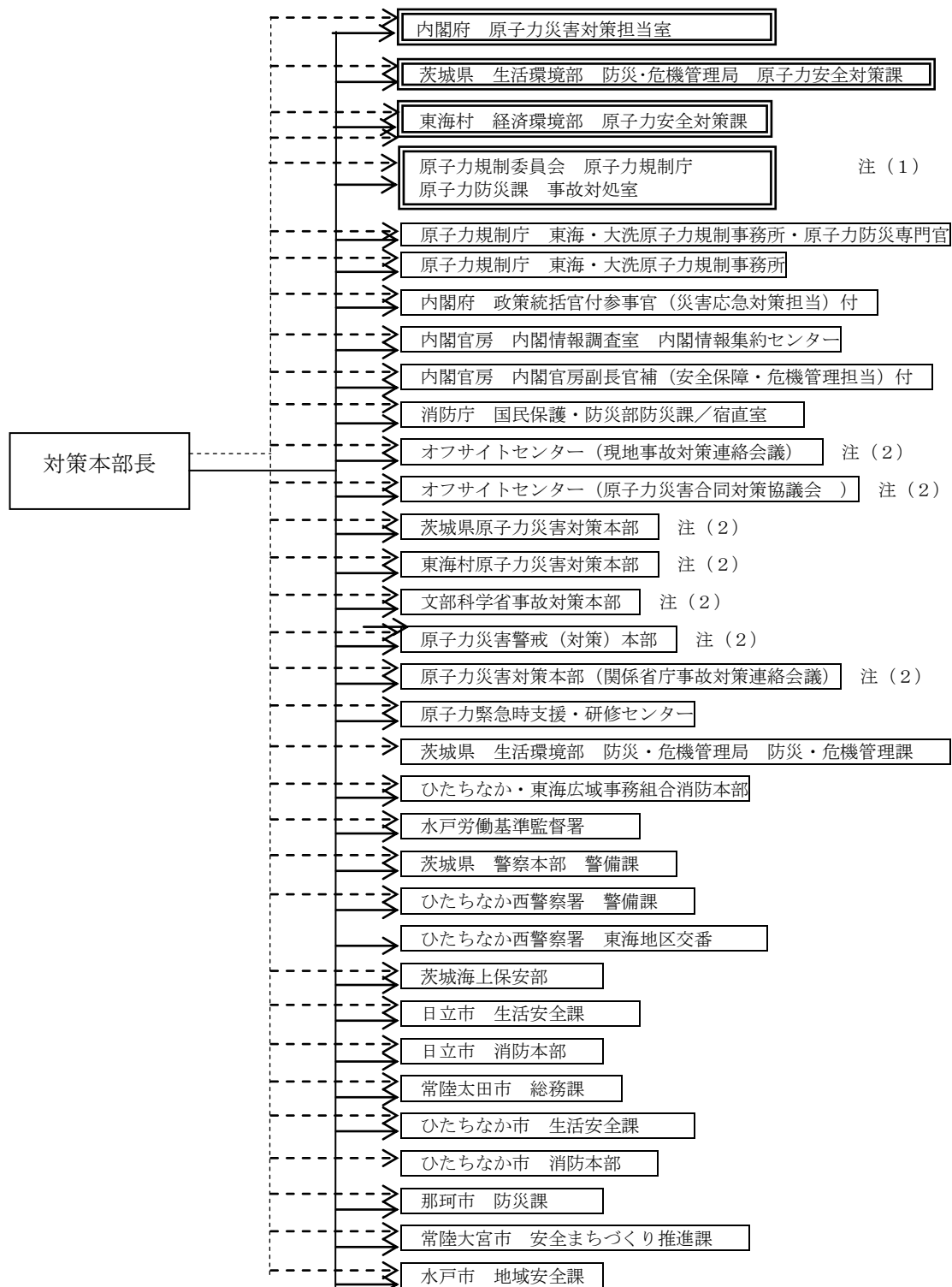
： ファクシミリによる送信

： ファクシミリにより送信した旨の電話による連絡

注(1) 勤務時間外は、「事故対処室」へファクシミリ送信した後、順位に従って携帯電話に連絡を行う。

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報体制

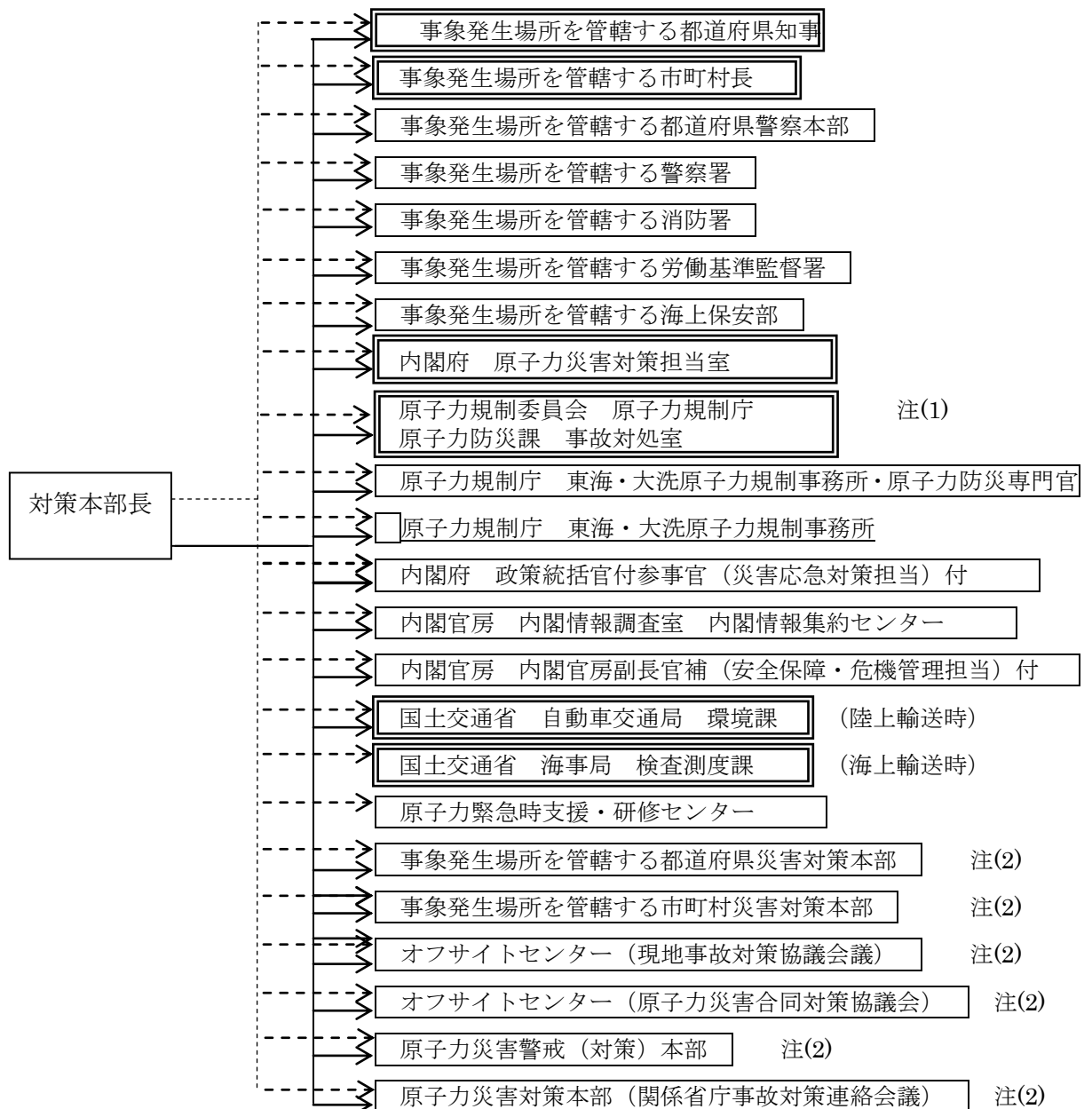


: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の連絡先
 - - - - - > : ファクシミリによる送信
 ———— > : 電話による連絡

注(1) 勤務時間外は、「事故対処室」へファクシミリ送信した後、順位に従って携帯電話に連絡を行う。
 注(2) 当該組織が設置されている場合

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡体制(1/2)

(1) 社内での事象発生時の連絡体制



☐ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の連絡先

-----> : ファクシミリによる送信

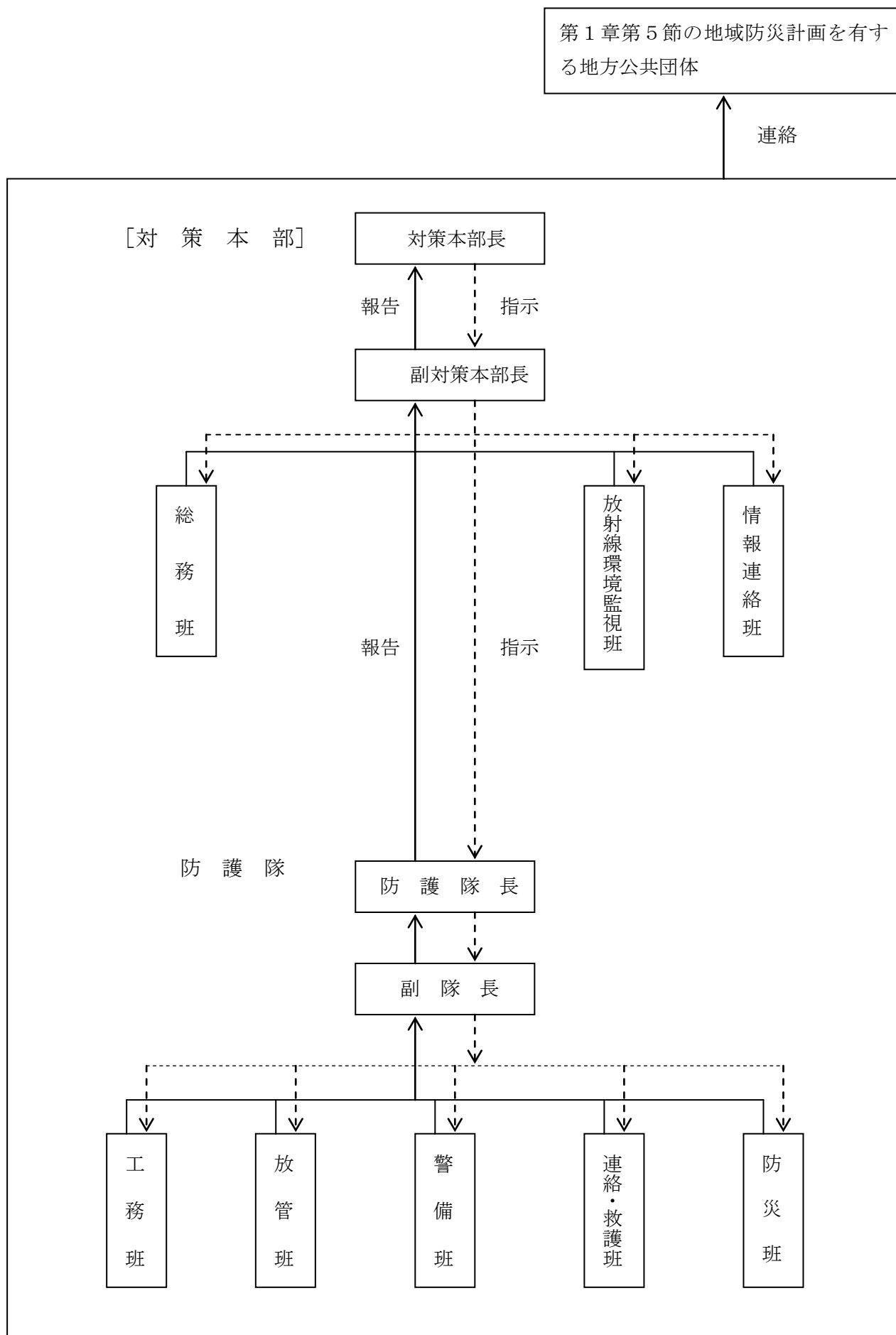
————> : 電話による連絡

注(1) 勤務時間外は、「事故対処室」へファクシミリ送信した後、順位に従って携帯電話に連絡を行う。

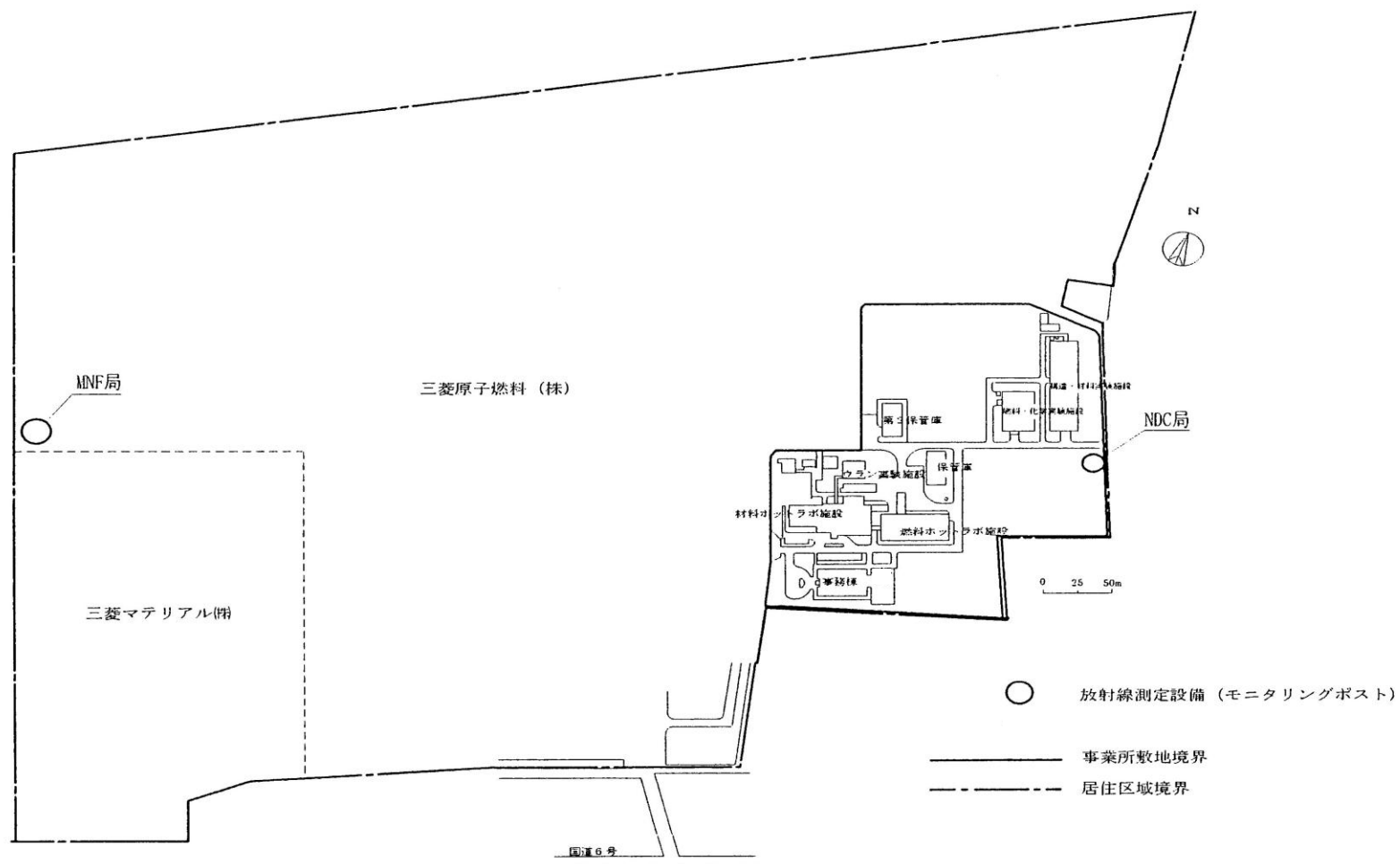
注(2) 当該組織が設置されている場合。

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡体制（2／2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡体制

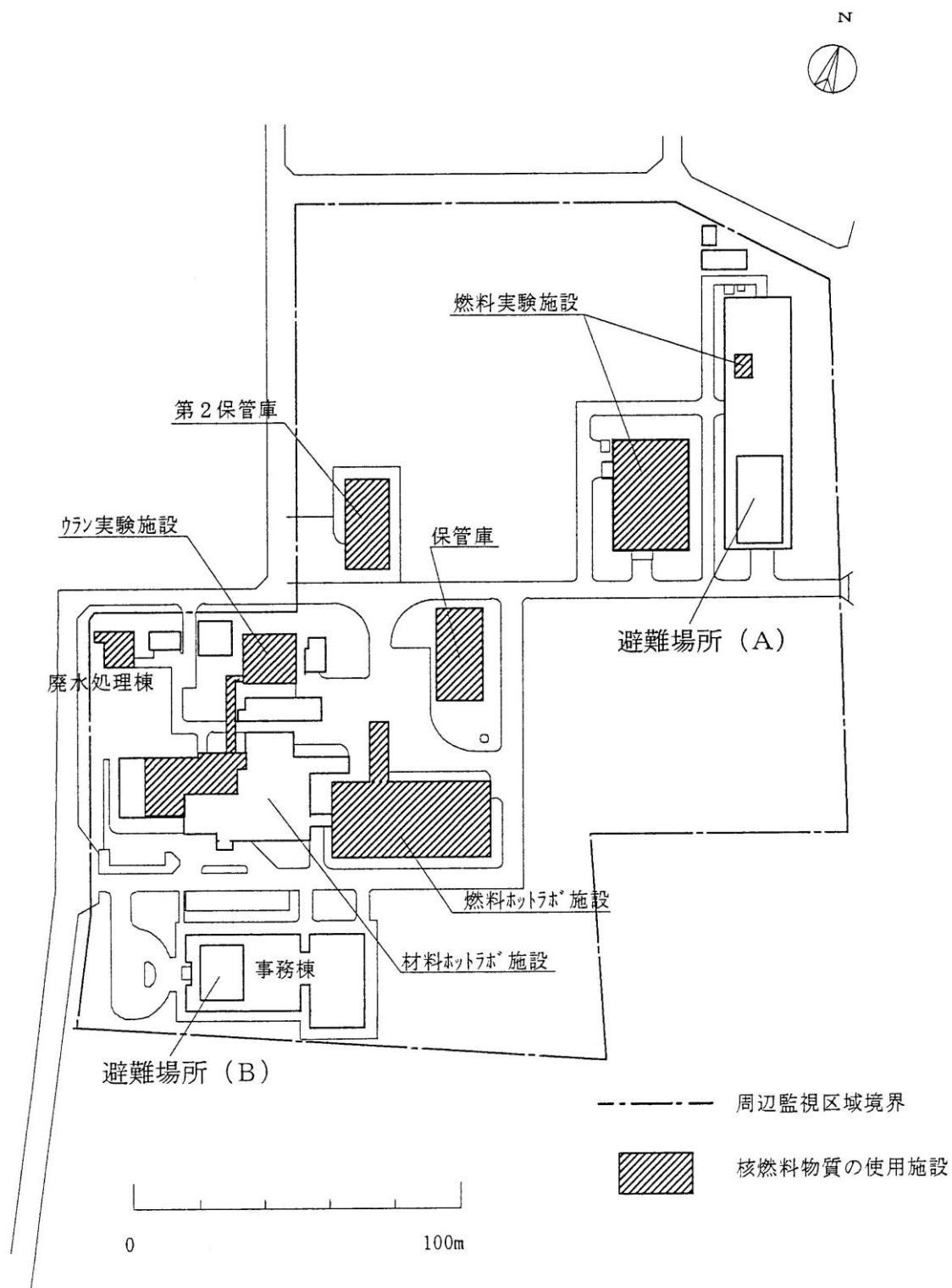


別図第4 対策本部設置後の連絡体制



名称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
モニタリングポスト NDC 局	空気吸収線量率	NaI (Tl) シンチレーション 電離箱 $10^{-3} \sim 10^2 \mu\text{Gy/h}$	1 回／年	外観目視、較正
モニタリングポスト MNF 局	空気吸収線量率	NaI (Tl) シンチレーション 電離箱 $10^{-3} \sim 10^2 \mu\text{Gy/h}$	1 回／年	外観目視、較正

別図第5 事業所敷地境界付近の放射線測定設備配置図



別図第6 当社敷地内の避難場所

事 象	通 報 基 準
事業所境界の放射線量率上昇	・ $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (モニタリングポスト 1 地点検出) ・ モニタリングポストによる測定値が $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合、同地点での可搬式中性子測定器による中性子線を加算して $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。
排気筒又は排水口からの放射性物質の放出	・ 事業所の境界付近に達した場合における放射能水準が 1 時間あたり $5 \mu\text{Sv}$ 以上に相当するものとして、原子力災害対策特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条第 1 項に定める基準以上の放射性物質が 10 分間以上継続して検出されたとき。
火災、爆発等による放射性物質の放出	・ 管理区域の外で $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が 10 分間以上継続して検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。 ・ 排気筒又は排水口以外からの放出が管理区域の外で $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、施行規則第 7 条第 2 項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。
事業所外運搬における放射線量上昇等	・ 火災、爆発等により輸送容器から 1m 離れた場所で $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。 ・ 火災、爆発等により輸送容器から外部に放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高いとき。（L 型、IP-1 型を除く。）
臨 界	・ 施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれた状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態となったとき。 ・ 施設の内部において核燃料物質が臨界状態にあるとき。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態の基準

事 象	通 報 基 準
事業所境界の放射線量率上昇	・ $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上（モニタリングポスト1地点10分間以上継続） ・ $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上（モニタリングポスト2地点以上検出） ・ モニタリングポストによる測定値が $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合、同地点での可搬式中性子測定器による中性子線を加算して $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上（モニタリングポスト1地点10分間以上継続、またはモニタリングポスト2地点以上検出）。 上記の何れかの条件に合致した場合。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。
排気筒又は排水口からの放射性物質の放出	・ 事業所の境界付近に達した場合における放射能水準が1時間あたり $5 \mu\text{Sv}$ 以上に相当するものとして、施行規則第6条第1項に定める基準以上の放射性物質が10分間以上継続して検出されたとき。
火災、爆発等による放射性物質の放出	・ 管理区域の外で 5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。 ・ 排気筒又は排水口以外からの放出が管理区域の外で $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、施行規則第7条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質が検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。
事業所外運搬における放射線量上昇等	・ 火災、爆発等により輸送容器から1m離れた場所で 10mSv/h 以上の放射線量が検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。 ・ 火災、爆発等により輸送容器から外部に、施行規則第21条第2号に定める値の放射性物質が漏えいしたとき又は漏えいの蓋然性が高いとき。（IP-1型、IP-2型、IP-3型を除く。）
臨 界	・ 施設の内部において核燃料物質が臨界状態にあるとき。

別表第3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	原子力防災要員の人数
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び連絡調整	2 名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	2 名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	2 名
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	2 名
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2 名
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2 名
(7) 放射性物質による汚染の除去	2 名
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	2 名
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2 名
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	2 名

別表第4 原子力防災資機材

分類	法令による名称	具体的名称	数 量	点検頻度
防 放 護 射 用 線 器 障 具 害	汚染防護服	タイベックスーツ	14着	1回/年
	呼吸用ボンベ（交換用ボンベを含む） その他の機器と一体になって使用する防護マスク	エアラインマスク （セルフエアセット）	2台	1回/年
	フィルタ付き防護マスク	全面マスク	4個	1回/年
		半面マスク	10個	1回/年
通 非 信 常 機 用 器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用連絡回線	1回線	1回/年
	ファクシミリ装置	Fネットファクシミリ装置	1台	1回/年
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	トランシーバー	7台	1回/年
計 測 器 等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出される放射性物質を測定するための固定式測定器	排気筒モニタ	1式	1回/年
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ	4台	1回/年
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	1回/年
	空間放射線積算線量計	TLD素子	4本	1回/年
		TLDリーダー	1台	1回/年
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用（ α 線）サーベイメータ	1台	1回/年
		汚染密度測定用（ β 線）サーベイメータ	1台	1回/年
	可搬式ダスト測定関連機器	ダストサンプラ	4台	1回/年
		測定器	1台	1回/年
	可搬式の放射線ヨウ素測定関連機器	ヨウ素サンプラ	2台	1回/年
		測定器	1台	1回/年
	個人用外部被ばく線量測定器	TLDバッジ	20個	1回/年
資 所 機 の 材 他	ヨウ化カリウムの製剤	ヨウ素剤	200錠	1回/年
	担架	担架	1台	1回/年
	除染用具	除染用具	1式	1回/年
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	小型乗用車	1台	道路交通法に基づく点検頻度
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	法定点検

保管場所：排気筒モニタ／燃料ホットラボ施設 TLDリーダー／材料ホットラボ施設
 小型乗用車／事務棟脇駐車場 屋外消火栓設備／燃料ホットラボ施設
 それ以外は事務棟にて保管

点検内容：員数、外観目視、点検較正（測定器）

別表第5 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 当社周辺図 ① 当社周辺地域図（1／25,000） ② 東海村市街図
2. 当社環境モニタリングデータ ① モニタリングポスト測定データ ② 排気モニタ測定データ
3. 核燃料物質使用許可申請書 ＊
4. 建家配置図及び系統図 ① 当社敷地内建家配置図 ＊ ② 使用施設等主要系統図 ③ 使用施設等設備・機器配置図
5. 規定、規則類 ① 原子力事業者防災業務計画 ＊ ② 使用施設保安規定 ＊ ③ 放射線障害予防規程 ④ 消防計画

＊：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

別表第6 応急措置・緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派 遣 先	人数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
オフサイトセンター	2名 (注1)	・乗用車 ・設備関係資料	1台 1式	・合同対策協議会における情報交換及び緊急事態応急対策についての相互協力 ・発生事象に関する広報活動
	2名	・シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ ・汚染密度測定用サーベイメータ	2台 1台	・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の検査、汚染の除去
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC) 各災害対策本部 (茨城県、東海村、那珂市)	各1名程度			・発生事象の状況、応急措置等の説明 ・住民への広報活動への協力 ・緊急事態応急対策立案への協力 ・緊急事態応急対策実施への協力

(注1) オフサイトセンターへ派遣する2名のうち1名は、副原子力防災管理者又は同等の者。

(注2) 貸与する資機材の輸送は陸路を基本とするが、必要に応じ、関係先機関と調整する。

別表第7 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	人数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
オフサイトセンター	2名	・設備関係資料	1式	・広報活動
	2名	・シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ ・汚染密度測定用サーベイメータ	2台 1台	・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の検査、汚染の除去
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC） 各災害対策本部（茨城県、東海村、那珂市）	各1名程度			・事象の経過等の説明 ・原子力災害事後対策立案への協力 ・住民への広報活動への協力 ・原子力災害事後対策実施への協力

（注）貸与する資機材の輸送は陸路を基本とするが、必要に応じ、関係先機関と調整する。

別表第8 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	人数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
オフサイトセンター	2名			・原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）に基づく協力
	2名	・シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ ・汚染密度測定用（β, γ線）サーベイメータ ・汚染密度測定用（α線）サーベイメータ	2台 1台 1台	・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の検査、汚染の除去
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC） 各災害対策本部（茨城県、東海村及び緊急事態応急対策実施区域市町村）	各1名程度			・緊急事態応急対策実施への協力 ・原子力災害事後対策実施への協力（緊急被ばく医療、避難者の搬送・誘導への協力を含む。）

（注）貸与する資機材の輸送は陸路を基本とするが、必要に応じ、関係先機関と調整する。

様式集

様式リスト

様式第 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
様式第 2	原子力防災要員現況届出書
様式第 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
様式第 4	放射線測定設備現況届出書
様式第 5	原子力防災資機材現況届出書
様式第 6	防災訓練実施結果報告書
様式第 7	特定事象発生通報
様式第 8	異常事態連絡（第 2 報以降）（使用施設）
様式第 9	異常事態連絡（第 2 報以降）（事業所外運搬）
様式第 10	応急措置の概要の報告
様式第 11	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告
様式第 12	原子力災害復旧計画書
様式第 13	原子力災害事後対策実施報告書

様式第 1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 氏名 印	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 2

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者
住所_____

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第８条第４項の規定に基づき届け出ます。

原　子　力　事　業　所　の　名　称　及　び　場　所			
業　　　　　務　　　　　の　　　　　種　　　　　別	防　災　要　員　の　職　制		その他の防災要員
情　報　の　整　理　、　関　係　者　と　の　連　絡　調　整			名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名
広　　　　　　　　　　　報			名
放　射　線　量　の　測　定　そ　の　他　の　状　況　の　把　握			名
原　子　力　災　害　の　発　生　又　は　拡　大　の　防　止			名
施　設　設　備　の　整　備・点検、応急の復旧			名
放　射　性　物　質　に　よ　る　汚　染　の　除　去			名
医　療　に　関　す　る　措　置			名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名
原　子　力　事　業　所　内　の　警　備　等			名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 3

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____		
氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任しましたので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	ニュークリア・デベロップメント株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 2 2 番地 1 2	
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	
	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第 11 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

		年	月	日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿				
届出者 住所				
氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)				
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。				
原子力事業所の名称及び場所				
放射線障害防護用器具	汚染防護服			組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク			個
	フィルター付き防護マスク			個
非常用通信機器	緊急時電話回線			回線
	ファクシミリ			台
	携帯電話等			台
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器			台
	ガンマ線測定用サーベイメータ			台
	中性子線測定用サーベイメータ			台
	空間放射線積算線量計	素子		個
		リーダー		台
	表面汚染密度測定用サーベイメータ			台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ		台
		測定器		台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ		台
		測定器		台
個人用外部被ばく線量測定器			台	
その他	エリアモニタリング設備			台
	モニタリングカー			台
その他資機材	ヨウ素剤			錠
	担架			台
	除染用具			式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両			台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備			式

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿	年 月 日
報告者 住所 氏名 印 [法人にあってはその名称 及び代表者の氏名] (担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 1 0 条通報		
通報者名 _____ 連 絡 先 _____		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業者の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	(2 4 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

異常事態連絡 (第 2 報以降)

(使用施設)

平成 年 月 日 (第 報)		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
連絡者名		
連絡先 (原子力防災管理者)		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降の情報を連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ (原子力緊急事態に該当 ☐ する、 ☐ しない)
	想定される原因	☐ 特定 _____ ☐ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
	その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : _____ 気象情報 (確認時刻 時 分) 周辺環境への影響 ☐ 無 ☐ 有 : _____ 応急措置

1. 事象発生時の使用状況

事象発生施設名	事象発生施設の使用状況

2. 事象発生施設の状況

項目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 臨 界 ・ 火 災 ・ 爆 発 ・ 漏 え い	
特 記 事 項	

＊ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/ cm ³) ヨウ素 (Bq/ cm ³) 全 α (Bq/ cm ³) 全 β (Bq/ cm ³) 総量 (Bq/ cm ³)	
評価時刻での放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測値) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h)	

2. 予測線量

(施設側での計算値)

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

* データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ				
排気筒モニタ	排気筒名 :	:		cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名 :	:		cps
	場所名 :	:		cps
	場所名 :	:		cps

固定式モニタリング設備地点				
γ 線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点				
γ 線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線量空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名			
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他の測定項目		設備地点名		
項目		時 分		
		時 分		
		時 分		
		時 分		
		時 分		

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

* データについては、およその値（推定値）を記載することも可とする。

異常事態連絡 (第2報以降)

(事業所外運搬)

平成 年 月 日 (第 報)		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
連絡者名 _____		
連絡先 (原子力防災管理者) _____		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以降の情報を連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所		名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____
	想定される原因	☐ 原子力緊急事態に該当 (☐ する、 ☐ しない) ☐ 特定 _____ ☐ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 : _____
	気象情報 (確認時刻 時 分)	
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 : _____
	応急措置	

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放 射 線	

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

応急措置の概要の報告 (No.)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発 信 日 時	平成 年 月 時 分	送 信 者	
受 信 日 時	平成 年 月 時 分	受 信 者	

1. 事 象 名 : _____ について
2. 事象発生日時：平成____年____月____日____時____分
3. 応急措置の概要

日 時	主 要 経 緯

4. その他の事項 : _____
- _____
- _____
- _____

原子力防災対策特別措置法第 1 5 条第 1 項の基準に達したときの報告

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 5 条報告

事業所名
通報者名
連絡先

原子力災害対策特別措置法第 1 5 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り報告します。

発信日時	平成 年 月 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 時 分	受信者	

1. 事象名： _____ について

2. 事象発生場所： _____

3. 事象発生日時：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

4. 事象の種類：
- ・敷地境界放射線量上昇
 - ・放射性物質通常経路放出
 - ・火災、爆発等による放射性物質放出
 - ・臨界
 - ・事業所外運搬放射線量上昇
 - ・事業所外運搬事故

5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

		モニタリングポスト 指示値	中性子線量	空間線量率
モニタリング ポスト	1	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	2	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
排気筒モニタ		ガスモニタ指示値	ダストモニタ指示値	
		Bq/cm ³	cps	
気 象	風 向			
	風 速	m/s		

6. 施設の状況等： _____

7. その他の事項： _____

原子力災害復旧計画書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿

報告者

住所

氏名

印

〔 法人にあってはその名称 〕
〔 及び代表者の氏名 〕

原子力災害対策特別措置法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者防災業務計画第 4 章第 1 節 1 項の定めるところにより原子力災害復旧計画を作成しましたので、提出致します。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力災害事後対策実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿

報告者

住所

氏名

印

〔 法人にあってはその名称 〕
〔 及び代表者の氏名 〕

原子力災害対策特別措置法第 27 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者防災業務計画第 4 章第 1 節 1 項の定めるところにより、原子力災害事後対策実施についてご報告します。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。